

令和3年度 財政援助団体等監査実施計画

監査の種類	財政援助団体等監査		
監査の対象	1 財政援助団体		
	財政援助団体	所管局	
	公益財団法人かわさき市民活動センター	市民文化局	
	2 出資団体		
	出資団体	所管局	
	川崎市土地開発公社	財政局	
	一般財団法人川崎市まちづくり公社	まちづくり局	
	川崎市住宅供給公社		
	3 指定管理者及び指定管理施設		
	指定管理者	指定管理施設	所管局
	生田緑地共同事業体	川崎市岡本太郎美術館	市民文化局
		生田緑地	建設緑政局
		川崎市立日本民家園 川崎市青少年科学館	教育委員会事務局
	公益財団法人かわさき市民活動センター	川崎市こども文化センター(53施設)	こども未来局
	社会福祉法人青丘社	川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センター	
特定非営利活動法人あかい屋根	川崎市蔵敷こども文化センター 川崎市菅生こども文化センター		
特定非営利活動法人児童育成会 ココロ	川崎市片平こども文化センター 川崎市岡上こども文化センター		
※ 記載されている所管局の他、当該公の施設の管理の業務に関係すると認められる局区等がある場合には、当該局区等も監査の対象とする。			
監査の範囲	主に令和2年度執行に係る出納その他の事務を対象とする。 ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、指定管理者については公の施設の管理に係る事務を監査の範囲とする。 なお、必要に応じて他の年度の事務の執行も対象とする。		
監査の期間	令和3年9月1日から同年11月下旬まで		
監査の方法	対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行う。また、公認会計士等の専門的知見を活用する。		

<p>監査の項目 及び 主な着眼点</p>	<p>財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているか。</p> <p>1 財政援助団体監査</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 補助金の決定、交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。</p> <p>イ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。</p> <p>ウ 補助金交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。</p> <p>(2) 財政援助団体関係</p> <p>ア 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。</p> <p>イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>ウ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>エ 補助金に係る収支の会計経理等は適正か。</p> <p>オ 補助金の実績報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。</p> <p>カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。</p> <p>2 出資団体監査</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。</p> <p>イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。</p> <p>ウ 出資団体の役員会や内部監査等の実施状況について十分に把握しているか。</p> <p>(2) 出資団体関係</p> <p>ア 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。</p> <p>イ 経理規程等諸規程は整備されているか。</p> <p>ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成されているか。</p> <p>エ 事業成績、財政状況は適正に財務諸表等に表示されているか。</p> <p>オ 会計経理及び財産管理は適切か。</p> <p>カ 資金の運用は適切か。</p> <p>キ 法令等に基づき、役員会等が開催され、十分に機能しているか。</p> <p>3 指定管理者監査</p> <p>(1) 所管部局関係</p> <p>ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>イ 事業報告書の点検は、適切になされているか。</p> <p>ウ 自主事業は適切に行われ、その収支状況は適切に把握されているか。</p> <p>エ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>オ 指定管理者の経営状況等の把握に努めているか。</p>
-------------------------------	--

	<p>(2) 指定管理者関係</p> <p>ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。</p> <p>イ 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。</p> <p>ウ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、報告の内容は必要かつ十分なものとなっているか。</p> <p>エ 経営の安定性は確保されているか。</p> <p>オ 市民の平等な利用が確保されているか。</p> <p>カ 市民サービスの向上及び経費の節減が図られているか。</p> <p>キ 利用料金制度を採用している場合には、利用料金の設定等は適正になされているか。</p> <p>ク 自主事業は適切に行われ、収支状況は明確になっているか。</p> <p>ケ 共同事業体においては、代表者が構成員と効率的な連携を図り、また、構成員の収支状況を適切に把握しているか。</p> <p>コ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業会計と明確に区分され、適正に管理されているか。また、本部経費や剰余金の取扱いは適切になされているか。</p> <p>サ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。</p> <p>シ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。</p>
<p>監査の日程</p>	<p>令和3年8月上旬 実施通知</p> <p>令和3年9月1日 監査開始</p> <p>令和3年11月下旬 監査委員会議</p> <p>令和3年12月上旬 監査結果の提出及び公表</p>